白子町中小企業振興資金利子補給制度

白子町では町内に店舗、工場、営業所などを持って事業を行っている方々の借入金の利子の一部を補給します。

***❐利子補給を受けることができる方***

C:\Users\y.imai\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\8OECXHY4\MC900352099[1].wmf　・町内で１年以上居住している個人または１年以上事業を行っている法人

　・町税を完納している者（法人の場合は、法人分及び代表者分）

***❐利子補給される資金***

　◇設備改善資金

①借入対象資金名　　・千葉県中小企業振興資金のうち設備改善資金／千葉県

　及び融資機関名　　・国民生活事業資金のうち設備改善資金／(株)日本政策金融公庫

　　　　　　　　　　・中小企業事業資金のうち設備改善資金／(株)日本政策金融公庫

②対象資金限度額　　１００，０００，０００円

③利子補給額　　・年利４％以上　支払い利息の２％相当額

　　　　　　　　　　・年利４％未満　支払利息の１／２

④利子補給期間　　５年間（ただし、返済期間が５年に満たない場合は、その期間）

　◇運転資金

①借入対象資金名　　・千葉県中小企業振興資金のうち運転資金／千葉県

　及び融資機関名　　　（サポート短期資金及びセーフティネット資金は除く）

　　　　　　　　　　・国民生活事業資金のうち運転資金／(株)日本政策金融公庫

　　　　　　　　　　　（セーフティネット資金は除く）

　　　　　　　　　　・中小企業事業資金のうち運転資金／(株)日本政策金融公庫

　　　　　　　　　　　（セーフティネット資金は除く）

②対象資金限度額　　２０，０００，０００円

③利子補給額　　・年利４％以上　支払い利息の２％相当額

　　　　　　　　　　・年利４％未満　支払利息の１／２

④利子補給期間　　３年間（ただし、返済期間が３年に満たない場合は、その期間）

***❐承認申請に必要な書類***

・中小企業設備改善資金利子補給金承認申請書

　　または中小企業運転資金利子補給金承認申請書（第１号様式）

　・利子補給金概要書（第２号様式）

　・融資決定通知書（またはこれに代わる書類）

C:\Users\y.imai\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\KGJ1RICQ\MC900223654[1].wmf　・融資対象に係る領収書の写し（設備改善資金のみ）

　・融資返済予定表

　・町納税証明書

　・その他必要と認める書類

***❐交付申請及び実績報告に必要な書類***

　・中小企業設備改善資金利子補給金交付申請及び実績報告書

または中小企業運転資金利子補給金交付申請及び実績報告書（第５号様式）

　・中小企業設備改善資金または中小企業運転資金利子補給承認通知書の写し

　・融資年末残高証明書

　・町納税証明書

　・その他必要と認める書類

***❐手続きの流れ***

　◇１年目

③利子補給金承認申請書の提出

注１）１年目のみ利子補給交付申請及び実績報告書を併せて提出してください。

注２）提出期間は返済開始の翌年１月４日から１月３１日まで（土日祝祭日を除く）です。

②返済開始

①借入実行

④利子補給金承認通知書の送付

注）１年目のみ利子補給金交付決定及び確定通知書を併せて送付します。

⑤利子補給金の交付

　◇２年目以降

②利子補給金の交付

①利子補給金交付申請及び実績報告書の提出

注）提出期間は各年１月４日から１月３１日まで(土日祝祭日を除く)です。



申請・お問い合わせは

白子町商工観光課

電　話　０４７５－３３－２１１７

ＦＡＸ　０４７５－３３－４１３２

ＵＲＬ　http：//www.town.shirako.lg.jp

Ｅ－mail　syoukou@town.shirako.lg.jp